(6)　ミャンマー連邦共和国政府により与えられる任務を遂行するために協力隊員が所在する場所における無料の基本的家具付住居施設又は当該住居施設が提供できない場合には、ＪＯＣＶを受け入れる省とＪＩＣＡとの間の調整による可能な措置

(7)　協力隊員の任務の遂行に必要な無線通信機の設置及び使用について、ミャンマー連邦共和国政府の関係当局により決定される手続に従った許可

(8)　協力隊員の任期中、ミャンマー連邦共和国に入国し、同国から出国し、及び同国に滞在することに対する許可並びに数次査証その他の必要な査証及び滞在許可その他の必要な許可の発給

(9)　任務の遂行のため自動車を運転する必要のある協力隊員であって日本国における有効な運転免許証を所持している者に対する自動車運転免許証の取得のための便宜の提供

(10)　協力隊員の任務の遂行に必要なその他の措置であって両政府の相互の同意により決定されるもの

5　ミャンマー連邦共和国政府は、協力隊員に対し、ミャンマー連邦共和国において同様の任務を遂行しているいかなる第三国又は国際機関のボランティアに与えられているものよりも不利でない特権、免除及び便宜を与える。

6　ミャンマー連邦共和国政府は、ミャンマー連邦共和国に滞在中の協力隊員の安全を確保するために必要な措置をとる。

7　ミャンマー連邦共和国政府は、協力隊員の任務の遂行に起因し、当該任務の遂行中に発生し、又は当該任務の遂行に関連して当該協力隊員に対する請求が生じた場合には、当該請求について責任を負う。ただし、そのような請求が協力隊員の重大な過失又は故意から生じたことについて両政府が合意する場合は、この限りでない。

8　両政府は、ミャンマー連邦共和国における計画の実施を成功させるため随時協議する。

9　この了解は、両政府間の相互の書面による合意により修正することができ、また、いずれかの政府が他方の政府に対しこの了解を終了させる意思を六箇月前に書面によって通告することにより終了させることができる。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をミャンマー連邦共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年十一月二日に東京で

ミャンマー連邦共和国駐在
日本国特命全権大使　樋口建史

ミャンマー連邦共和国
計画・財務大臣　チョウ・ウィン閣下

（ミャンマー側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をミャンマー連邦共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年十一月二日に東京で

ミャンマー連邦共和国
計画・財務大臣　チョウ・ウィン

日本国特命全権大使　樋口建史閣下

○外務省告示第四百四十七号

昭和四十八年三月三日にワシントンで作成された「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（以下「条約」という。）附属書Ⅲは、条約第十六条の規定に従い、次のように改正され、その改正は、平成二十八年十一月二十一日に効力を生ずる。

（平成二十八年八月二十三日付け条約事務局通告）

平成二十八年十一月十七日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

附属書Ⅲ

動物界に爬虫綱かめ目かみつきがめ科の「ケリュドラ・セルペンティナ（米国）」並びにすっぽん科の「アパロネ・フェロクス（米国）」、「アパロネ・ムティカ（米国）」及び「アパロネ・スピニフェラ（米国）」を加える。

動物界に両生綱有尾目いもり科の「サラマンドラ・アルギラ（アルジェリア）」を加える。

○国土交通省告示第千三百四十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十一月十七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

桜峠谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

京都府木津川市山城町神童子不晴谷

一二番二地先水路敷　一号

一七七番　二号

一二番一　三号及び四号

一二番六　五号及び六号

一二番三　七号から十号まで

一二番二　十一号から十四号まで

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

堤谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

京都府与謝郡与謝野町字岩屋

小字堤谷

一一二番二

一一三番から一一七番まで

一一八番一及び一一八番二

一一九番

一一九番一から一一九番三まで

一一九番戊

一二〇番から一二二番まで

一二二番一及び一二二番二

一二三番

一二三番から一二五番まで

一二六番一から一二六番一一まで

一二七番

一二七番一から一二七番一一まで

小字堤谷

一二八番一から一二八番三まで

一二八番戊

一二九番から一三一番まで

一三二番一及び一三二番二

一三三番

一三三番から一三五番まで

一三六番一から一三六番一一まで

一三七番

一三七番一から一三七番一一まで

小字堂屋敷

一二九番乙

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

京都府与謝郡与謝野町字岩屋

小字堤谷

一二四番三　一号

一二一番三　二号

七三四七番一一　三号

七三四七番一二　四号